わが国法制におけるプロとアマの区分の例

証券取引	法金融商品販売法	金融先物取引法	投資信託・法人法	商品ファンド法	不動産特定共同事業法
切りわけの対象 となる事項 理大臣への届出の適用の要否 出が不用な場合、その旨の相引 告知) ②投資者保護基金の補償対象と 般顧客 ③注文受注時の自己・委託の別 義務	(当該届 を要しない者			商品投資契約等の成立前の書面の交付 等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事 項につき不実のことを告げる行為等の 禁止の適用除外	事業契約の成立前の書面の交付等の適
根拠条文 ①法第2条第3項,定義府令第 ②法第79条の20第1項,法施行令第 ③法第38条		法第2条第11項	法第2条第14項 証券取引法第2条第3項 証券取引法定義府令第4条	法第46条 業務に関する命令第8条	法第46条の2 施行規則第31条
プの	語の 日本 は で は で は で は で は で は で は で は で は で は	・金融先物取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者(内閣府令で適格機関投資家を定める)・資本の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社		・(一定の要件を満たす)水産加工業協同組合連合会	・銀行 ・保険会社 ・保険会社等 ・保険国保金庫 連金中央会会 ・信信 働 会中組合同組組要 を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・